

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 令和8年度 航空関連産業クラスター形成促進（プロモーション活動）業務委託
- 2 履行期間 令和 年 月 日から令和9年3月26日まで
- 3 委託金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇〇円）
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金 契約保証金として、委託金額の100分の10を乗じて得た額以上となる金額を納付しなければならない。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付を全額免除する。

上記委託業務について、沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、令和8年度 航空関連産業クラスター形成促進（プロモーション活動）業務委託（以下「委託業務」という。）について、上記の委託金額及び履行期間内で委託業務を完了しなければならない。甲は乙による委託業務の履行につき、乙に対し必要な協力を行うものとする。

（委託業務仕様書）

第2条 乙は、別紙委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）により、委託業務を行うものとする。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲と協議して定めるものとする。

（実施計画書）

第3条 乙は、仕様書に基づき、次の項目について作成した実施計画書を契約締結後、契約日を含めて10日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 業務の具体的な内容及び各項目区分ごとの経費
- (2) 業務の実施方法
- (3) 業務の工程表
- (4) 担当者の業務割当表

2 乙は、甲に提出した実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

3 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。

(進捗状況の報告)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の進捗状況について報告を求め、または必要な指示をすることができる。

(契約内容の変更)

第5条 乙は、実施計画書を変更しようとするとき（業務内容の軽微な変更の場合及び各項目区分の20パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）の場合は除く。）は、計画変更を文書により甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(委託業務内容の変更)

第6条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の一部を変更することができる。

2 前項の変更により、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めることができる。

(再委託の制限)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(概算払)

第8条 甲は、委託期間の中途において、乙の請求に基づき、委託費の7割を限度として概算払することができる。

2 甲は、前項の規定により請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間内に乙に委託料を支払わなければならない。

(実績報告)

第9条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、または廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書及び支出証拠書類を、委託業務完了の日から起算して10日以内又は当該委託期間終了日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(委託費の額の確定及び支払い)

第10条 甲は、前条に規定する委託事業実績報告書及び支出証拠書類の提出を受けたときは、遅滞なく当該事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると

認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。この場合において、確定額は委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額とする。

- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、甲の指定する方法により委託料の支払いを請求するものとする。ただし、既に第8条に規定する概算払を受けている場合は、確定額から当該概算払の額を減じた額を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間内に乙に委託料を支払わなければならない。
- 4 乙が概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が確定額の合計を超えている場合には、乙は、甲の指示により、その超える金額を甲に返還するものとする。
- 5 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、甲は、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、当該未納に係る金額に対し、年利2.5%の利息を加算できるものとする。

（委託業務の中止等）

- 第11条** 乙は、災害その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その理由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、書面をもって契約の解除または一部の変更を行うものとする。
 - 3 前項の規定により契約を解除するときは、第8条から前条までの規定に準じて精算するものとする。

（著作権及び著作者人格権）

- 第12条** 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。
- 2 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来から有している著作物（以下「既存著作物」という）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
 - 3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。

（契約の解除）

- 第13条** 甲は、次の各号の一つに該当すると認められるときは、この契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 乙が、本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認めたとき。
 - (2) 乙が、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第

2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第 14 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条第 2 項各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 15 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、第 7 条第 6 項、第 13 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項並びに第 14 条に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、甲が第 13 条第 1 項第 3 号に該当する理由により、この契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。
- 3 甲は、委託業務に関連して乙の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、本条第 1 項及び第 19 条によるときを含め、現実が発生した直接かつ通常の損害に限り、委託金額を上限として乙にその損害を賠償すべきことを請求することができるものとする。ただし、乙は、いかなる場合も逸失利益等の間接損害については責任を負わないものとする。
- 4 甲は、乙の責により、委託事業期間内に業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年 2.5%の割合の違約金を徴することができるものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、次の各号に該当する秘密については、この限りではない。

- (1) 本業務委託契約書締結前に既に乙が保有していた、または知っていたもの
- (2) 甲にいかなる義務も負わない第三者から正当に入手したもの
- (3) 本業務委託契約書に違反することなく、かつ委託業務の処理の前後を問わず公知となったもの

- (4) 法令の定めにより裁判所その他公的機関による要求によって開示するもの
- (5) 甲の事前の書面承諾により開示するもの
- 2 本条における秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。
- 3 乙は、この委託業務の成果を外部に公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第 19 条 乙は、委託業務の処理に当たって、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 20 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 21 条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
 - (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておくなければならない。

(契約の定めない事項)

第 22 条 この契約及び業務委託仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して決める。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 23 条 本業務委託契約書の準拠法は日本法とし、甲と乙との間で本業務委託契約書に関して争いが生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の専属的な合意裁判所とする。

この契約を証するため、本書 通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報
報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された
資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限り
でない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後において
も当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的
以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることな
ど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必
要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契
約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣
元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する
責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り
扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三
者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を
いう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはなら
ない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しよう
とする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲
の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの

写し)

(8) 再委託の相手方の監督方法 (監督責任者の氏名を含む。)

- 3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第 12** 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
 - 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報記録が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報記録が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書 (情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面) を甲に提出しなければならない。
 - 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

- 第 13** 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

- 第 14** 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずる

ものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

- 第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

- 第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

- 第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

別記参考様式 1（第 4 の 2（別記特記事項第 4 及び第 5）関係）

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和 8 年度 航空関連産業クラスター形成促進（プロモーション活動）業務委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	（所属・役職）	（氏名）
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	（具体的に記入すること）

別記参考様式 2（第 4 の 2（別記特記事項第 4 及び第 5）関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和 8 年度 航空関連産業クラスター形成促進（プロモーション活動）業務委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	（所属・役職）	（氏名）
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	（具体的に記入すること）

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。